

令和 8 年度

教育行政方針



令和 8 年 3 月



中標津町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校教育の充実	2
	(1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	
	(2) 学力向上・健全育成の推進	
	(3) 地域との連携強化	
	(4) 教育環境の充実	
	(5) 中標津農業高等学校の教育の充実	
	(6) 学校給食の充実	
3	生涯学習の推進	9
	(1) 生涯学習活動の普及促進	
	(2) 生涯学習環境の充実	
4	スポーツの振興	11
	(1) スポーツ活動の普及促進	
	(2) スポーツ環境の充実	
	(3) スポーツによる交流促進	
5	地域文化の振興	12
	(1) 文化、芸術活動の普及促進	
	(2) 文化財の保護と活用	
6	むすび	14

1 はじめに

令和8年中標津町議会3月定例会の開会にあたり、令和8年度の教育行政執行に対する基本方針と主要施策の概要について申し上げます。議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

少子高齢化や人口減少、情報技術や生成A Iの進展、グローバル化の進展など、社会は急速に変化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。こうした時代には、教育のあり方にも変革が求められることから、柔軟に変化を受け入れるとともに、未来を切り拓く力を育むことが重要です。

さらに、中標津町教育大綱の基本理念である「ふるさとを愛する心と思いやりの心を持ち、社会の中で生きる力を育む教育」を念頭に置き、誰もが郷土に愛着を持ち、「残りたい」「帰ってきたい」と思えるまちづくりを進めるため、学校・家庭・地域が一体となった地域の総合力による教育活動に努めます。

なお、授業が全ての教育活動の中心であることを意識し、その改善・充実に努めることを重点とします。

2 学校教育の充実

(1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

子どもの発達は幼児期から児童期へと連続しており、幼児教育で培われた学びの上に小学校教育を展開していくことが重要です。

施設類型や設置者、学校種を超えて、保育者と小学校教員が、気軽に話し合える関係を構築し、互いに尊重し合いながら深い学びの実現に向けて協働していくことが求められます。

また、保育者と小学校教員が幼児の成長を共有する過程を通じ、幼児教育で育まれた資質能力を理解し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るよう努めます。

(2) 学力向上・健全育成の推進

変化の激しい時代において、子ども一人一人が自身の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働して様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要です。

このため、学力向上に向けては、主体的で対話的、かつ深い学びの実現に向け、ICTの効果的な活用や組織的な授業改善を重視す

るとともに、「中標津町学校改善支援プラン」に基づき、各学校の取り組みを引き続き支援し、子ども主体の授業づくりを推進します。

いじめや不登校といった生徒指導上の課題については、定期的なアンケート調査や教育相談等を通して、子どもが抱える不安や悩み事の実態把握に努め、適切な居場所づくりを進めるとともに、未然防止、早期発見及び重篤化の防止など組織的な対応につなげていきます。

さらに、教育相談センター専門相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携し、子どもの悩みや課題に対して、適切な対応に努めます。

適応指導教室へ通級している子どもの支援については、家庭との連携を強化するとともに、集団生活への適応能力を高めながら生活習慣の安定や社会的自立を促し、学校復帰や望ましい進路の選択ができるよう、一人一人に寄り添った支援に努めます。

子どもの読書活動の推進については、引き続き学校図書の整備・充実に努め、学校サポーターの協力や中標津町図書館との連携による取組を進めます。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

などの客観的資料を活用し、年間を通した楽しい体育の授業や運動習慣の定着に向けた取組を進めます。

健康教育については、基本的な生活習慣の改善・充実を図るとともに、メディアコントロールに関連した生活リズムの改善として、「早寝・早起き・朝ごはん」を実践するための「光・暗闇・外遊び」を意識した指導のさらなる充実に努めます。

防災・安全教育の推進では、避難訓練や関係機関との協働による防災教室、交通安全教室、さらには熱中症や感染症対策等の指導を通し、自ら予測・判断し、行動できる力の育成に努めます。

小中一貫教育については、各学園が設定する「教育目標」を実現するため、引き続き小・中学校の接続を重視した9年間の系統的な教育活動を進め、学力や体力の向上を目指します。

国際理解教育については、外国語を通じ、言語や文化について体験的に理解を深められるよう、外国語指導助手2名を学校に派遣し、外国語科の充実を図ります。

特別支援教育については、教育支援委員会の機能を生かし、各学校、幼稚園及び保育園等、関係機関との連携をさらに深めるとともに、「個別の教育支援計画・指導計画」の活用を進め、就学前段階か

らの教育上の合理的配慮を含む必要な支援が、学びの場が変わっても切れ目なく引き継がれるよう努めます。また、特別な教育的支援を要する子どもへの適切な支援体制の充実を図るため、引き続き特別支援教育支援員の適正配置に努めます。さらには、普通学級において学習や生活に困難を感じている子どもたちの自立活動を支援するため、通級指導教室の充実を図ります。

学力向上については、教職員の資質向上に向けて、各学校における校内研修や中標津町教育委員会が実施する研修の充実を図り、教職員の授業力と生徒指導に関する実践力の向上に努めます。

また、教職員の負担軽減等を図るため、校務支援システムを活用し、さらなる業務の効率化を図り、教職員の働き方改革を推進します。

(3) 地域との連携強化

地域とのつながりを重視した教育を進め、学校、家庭、地域が課題を共有し、その解決策を共に考え、実践するとともに、子どもの郷土愛を深め、地域の将来を担う意識を醸成するため、地域の総合力による教育活動を推進することが重要です。「地域とともにある学

校づくり」の充実を図るため、地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティ・スクールの活動を進めます。

部活動の地域展開については、子どもたちが将来にわたって、文化・スポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、子どもの望ましい成長を保障できるよう、持続可能な体制構築に向け、学校や地域の多様な団体との連携強化を図り、協議会等での議論を進めつつ取り組みます。

郷土愛を深めるふるさと教育については、コミュニティ・スクールをはじめとする地域や各種団体の協力を得ながら様々な体験学習や探求的活動を展開し、子どもが地域の良さに気づき、ふるさと中標津への愛着や誇りを持ち、自分の将来について考え、行動できる力を育む教育に取り組みます。

また、本町教育における特色の一つである北方領土学習の継続と充実に努めます。

(4) 教育環境の充実

子どもの学ぶ意欲を高め、確かな成長を促すためには、教育環境の充実が重要です。

学校施設等のLED化について、本年度は中標津東小学校及び中

標津中学校の校舎照明の改修を実施します。また、冷房設備については、小学校3校・義務教育学校において工事を完了させ、新たに中学校2校と農業高等学校の工事を開始します。

教育の情報化の推進については、ICT教育の深化に向け、昨年度更新した1人1台端末をはじめとするICT環境を最大限に活用し、教育の質的向上と持続的な運用を目指します。学習支援アプリ等の活用による協働学習や探求的な学習を推進するとともに、ICT支援員の配置によりICT活用の負担軽減を図り、教員が教育本来の業務に専念できる環境を整備します。

スクールバスの運行については、子どもの安全を第一に関係機関との連携を図り、効率的な運行体制や安全・安定運行の指導徹底を継続します。

教育費の負担軽減については、育英資金の「一般貸付」及び「定住促進貸付」を継続するとともに、生活保護基準の見直しによる影響が準要保護世帯に及ばないように、引き続き対応します。

子どもの安全対策については、犯罪被害や交通事故を未然に防止するためのスクールガードリーダーを継続して配置するとともに、関係機関と連携して通学区域の環境改善に努めます。

町立計根別幼稚園については、満3歳児の受け入れをはじめ、計

根別地域のニーズに応えられるよう、持続可能な運営体制の確保に努め、幼児教育の充実を目指します。

(5) 中標津農業高等学校の教育の充実

地域の魅力を学び、地域社会に貢献できる人材育成を目指す上で、中標津農業高等学校は、重要な役割を担っています。また、今では特色ある教育活動は全国的に認知され、安定した入学者数の確保につながっています。

大学や企業との連携により地元資源を活用した新製品開発や栽培作物の研究を進めるほか、本年度導入予定のキッチンカーを活用し、高校生が育てた食材を使った加工品や料理の提供を通じて、多世代・団体が繋がる地域連携拠点として、活動の場を広げます。

さらに、環境保全型農業やSDGsの理念を基に持続可能な取り組みを推進します。

「計根別食育学校」では、幼稚園や義務教育学校と連携し、情報発信や広報活動を強化します。通学費や実習服の購入費、資格検定料の助成、学校給食の提供など、就学環境の整備にも力を入れ、より魅力的な学校づくりを目指します。

(6) 学校給食の充実

学校給食は、成長期の子どもが健やかに育ち、食に関する正しい理解と判断力を身につける上で重要です。食の乱れや食べ残しといった課題には、栄養教諭等による「食に関する指導」を強化し、食の大切さや食文化への理解を深めます。

また、調理や搬送における衛生管理を徹底し、地域の良質な食材を活用して、安心・安全で、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

なお、給食費は近年の物価高騰により改定しますが、小学生は国の施策に基づき無償化し、中学生は段階的な値上げと交付金の活用により、家庭への影響に最大限配慮しながら、将来にわたり持続可能な運営に努めます。

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習活動の普及促進

生涯学習は、日常の生活や地域での課題、社会の変化に伴う課題などの解決に必要な知識や技術を身に付けるための重要な役割を担っています。

学びの機会の提供については、関係機関と連携し、町民の学習ニーズの多様化・高度化に応える各種講演会や研修講座を開催するとともに、生涯学習活動のサポートとして、情報紙「らいふまっぷ」を継続して発行します。

青少年の健やかな成長を支え、豊かな人間性と生きる力を育むためには、感動したり、驚いたりしながら、実際の生活や社会・自然のあり方を学ぶことが重要であるため、様々な体験活動を引き続き実施します。

また、ボランティア団体「なかしべつ青少年体験活動サポートシステム」と協働しながら、職業体験・社会体験活動を実施し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努めます。

自ら学び、成果を生かす社会教育活動の充実には、活動団体等への支援が重要です。

このため、「NPOなかしべつスポーツアカデミー」の活動を継続して支援します。

さらに、少年団活動の健全な運営を支援するため、社会教育関係団体との協力体制を強化するとともに、全道・全国大会への出場等の遠征費について引き続き一部補助を行い、子どものスポーツ及び

文化活動を支援します。

(2) 生涯学習環境の充実

文化・スポーツ施設の設備改修を計画的に実施し、子どもや町民の皆さんが、安心安全に利用できる施設の整備・充実を図ります。

本年度は、良好な芸術文化活動を維持するため、活動拠点となる総合文化会館コミュニティホールの舞台照明設備の改修及び交流センターに冷房設備を設置します。

4 スポーツの振興

(1) スポーツ活動の普及促進

町民一人一人が健康で充実した毎日を送るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

このため、スポーツ活動や健康づくりの拠点施設となる総合体育館などの運動施設を活用した、町民の健康づくり事業を推進します。

(2) スポーツ環境の充実

老朽化の進むスポーツ施設については、優先度を考慮しながら、

更新・改修を行い、施設利用促進を図る取組を進めるとともに、町民のスポーツ活動の充実に努めます。

(3) スポーツによる交流促進

スポーツと地域振興に向けた取組については、スポーツ団体や関係者と連携し、スポーツ合宿の誘致を推進するとともに、来町するスポーツ団体への支援品の支給を行うなど、受け入れ環境の充実に引き続き努めます。

5 地域文化の振興

(1) 文化、芸術活動の普及促進

文化・芸術に触れ、創作し、表現する機会を増やすことは、人々の創造性と表現力を高めるとともに、深い感動や喜びを通じて、心豊かな活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たします。

また、本町の歴史や文化・自然を理解することは、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちや、伝統を尊重する心を育むことにつながります。

このため、活動団体への支援のほか、優れた文化芸術の鑑賞機会を充実させ、様々な形態の事業を行うことにより文化・芸術活動の

振興を図ります。

(2) 文化財の保護と活用

文化財については、町の魅力を伝える地域資源と捉え、行政と地域住民・団体と連携し、地域に残る文化財の保存と積極的な活用により、町民が文化財に親しむ機会の充実に向けて、「中標津しるべつなぎ会」と共に、法定計画「中標津町文化財保存活用地域計画」に基づき、文化遺産を活かしたまちづくりを推進します。

また、昨年度北海道より譲与を受けた旧北海道農事試験場根室支場農具庫・種苗倉庫の現状と課題を整理し、中長期的な観点で取組を進める指針となる保存活用計画の作成に着手します。

6 むすび

以上、令和8年度の教育行政方針について申し上げます。

中標津町教育委員会では、令和2年度より中標津町の幼稚園・学校の合言葉を次のとおりとしています。

幼稚園 「あいさつ かたづけ みんななかよし」

小・中学校 「あいさつ そうじ べんきょう 時間を守る」

「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子どもになる」

農業高校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「社会性を養い 良好な人間関係を築く」

自主・自律の精神と規範意識、人を思いやる心の醸成は、いつの時代も変わらない教育の基礎基本です。

この合言葉をすべての教職員・園児・児童・生徒が常に心がけ、地域・保護者の理解と協力を得ながら、しっかりと身に付けることが望ましい園・学校づくりへの第一歩だと考え、引き続き実践していきます。

生産年齢人口の減少や労働市場の変化に伴い、求められるスキルや学び続ける力の重要性が増しています。こうした課題を踏まえ、地域の歴史や文化に誇りを持ち、人生100年時代を見据えた学びの場を整備することが必要です。

中標津町教育委員会は、今後も地域・学校・家庭・行政の連携を深め、町の資源を活用した教育を展開していきます。そして、子どもや町民一人ひとりが主体的に学び、夢や創造力を伸ばせる環境づくりに努め、持続可能な社会を支える人材育成に取り組んでいきます。

議員各位、町民並びに教育関係者の皆様にご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和8年度の教育行政方針とします。